

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和 8 年 9 月 7 日
分任支出負担行為担当官
東京神奈川森林管理署長 飯田 浩史

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 事業名 高尾森林事務所敷 位置指定道路廃止作業
※詳細については作業実施内容のとおり
2. 履行期間 自 契約締結日(見積採用の日から 7 日以内)の翌日から
至 令和 9 年 1 月 13 日まで
3. 履行場所 東京都八王子市廿里町 35 番 1(高尾森林事務所敷地内)
4. 見積書等提出日時・場所
(1) 日 時 令和 8 年 9 月 24 日(木)15 時 00 分まで
(2) 場 所 東京神奈川森林管理署 総務グループ ※郵便及び持参による提出
5. 参加資格(いずれも必要)
(1) 土地家屋調査士の資格を有する者
(2) 以下のどちらかの資格を有する者
ア. 令和 7・8・9 年度 一般競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(その他)」を有し、希望地域において「関東・甲信越」を選択していること
イ. 関東森林管理局 随意契約者名簿に登録があること
6. 提出書類
☐ 見積書
見積書は消費税抜き、消費税込みの価格をどちらも記載し、必ず日付をご記入ください。
☐ 土地家屋調査士の資格を有することを証明する書類
☐ (該当者は)令和 7・8・9 年度 一般競争参加資格(全省庁統一資格)確認通知書の写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「**<高尾森林事務所敷 位置指定道路廃止作業> 見積書在中**」と朱書きで記載のうえ提出してください。
7. その他
(1) 見積書の提出前に「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合はこれを承諾したものとみなします。

(3) 契約金額は、見積金額(税抜き)に消費税 10%を足した金額となります。

担 当:総務グループ 管理担当
電 話:050-3160-6010

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1) ～ (3) のほか、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や、見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

東京神奈川森林管理署 総務グループ (TEL : 0 5 0 - 3 1 6 0 - 6 0 1 0)

〒2 5 4 - 0 0 4 6 神奈川県平塚市立野町 3 8 - 2

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「〈案件名〉見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 東京神奈川森林管理署長」としてください。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。

(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

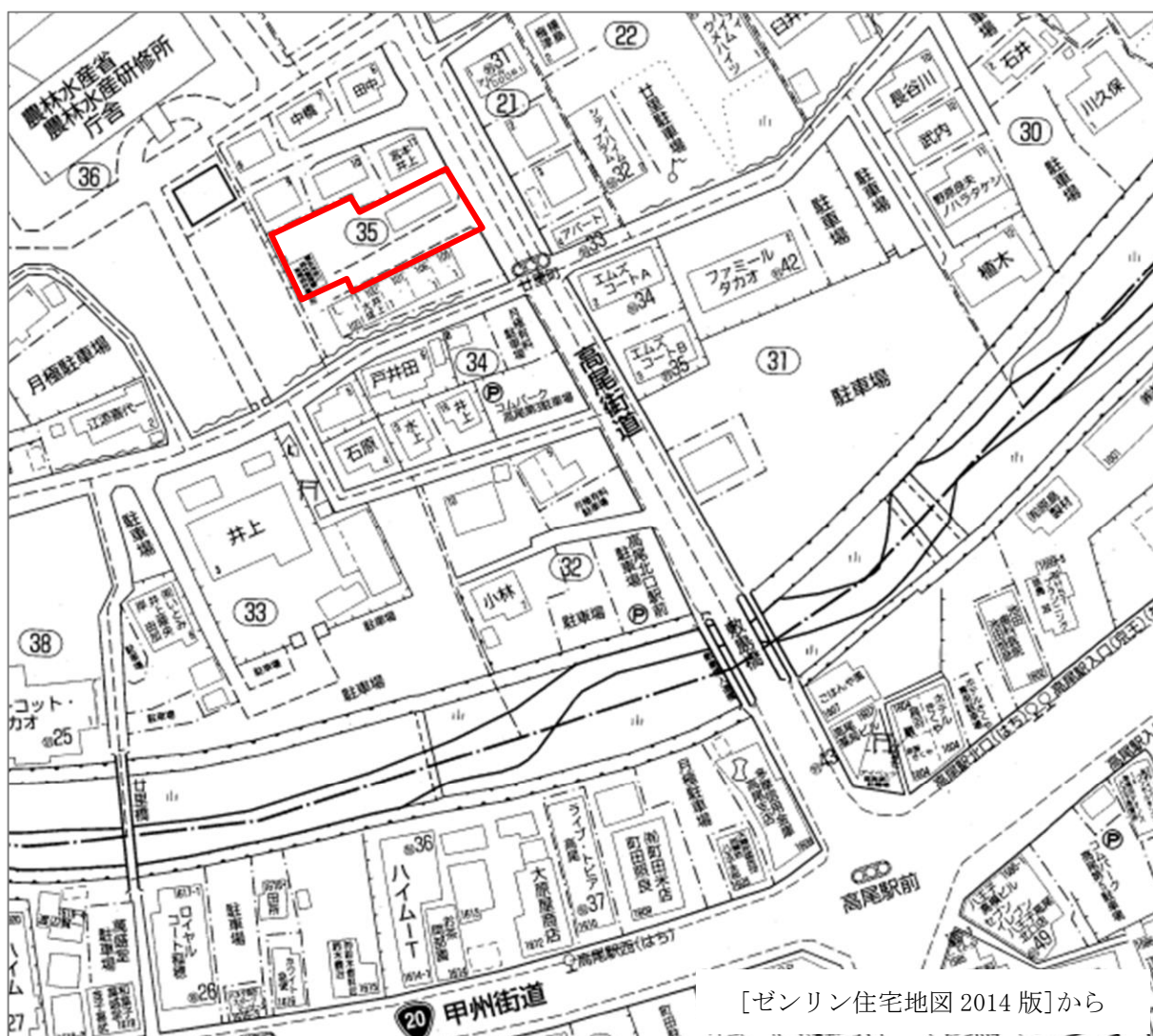
(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

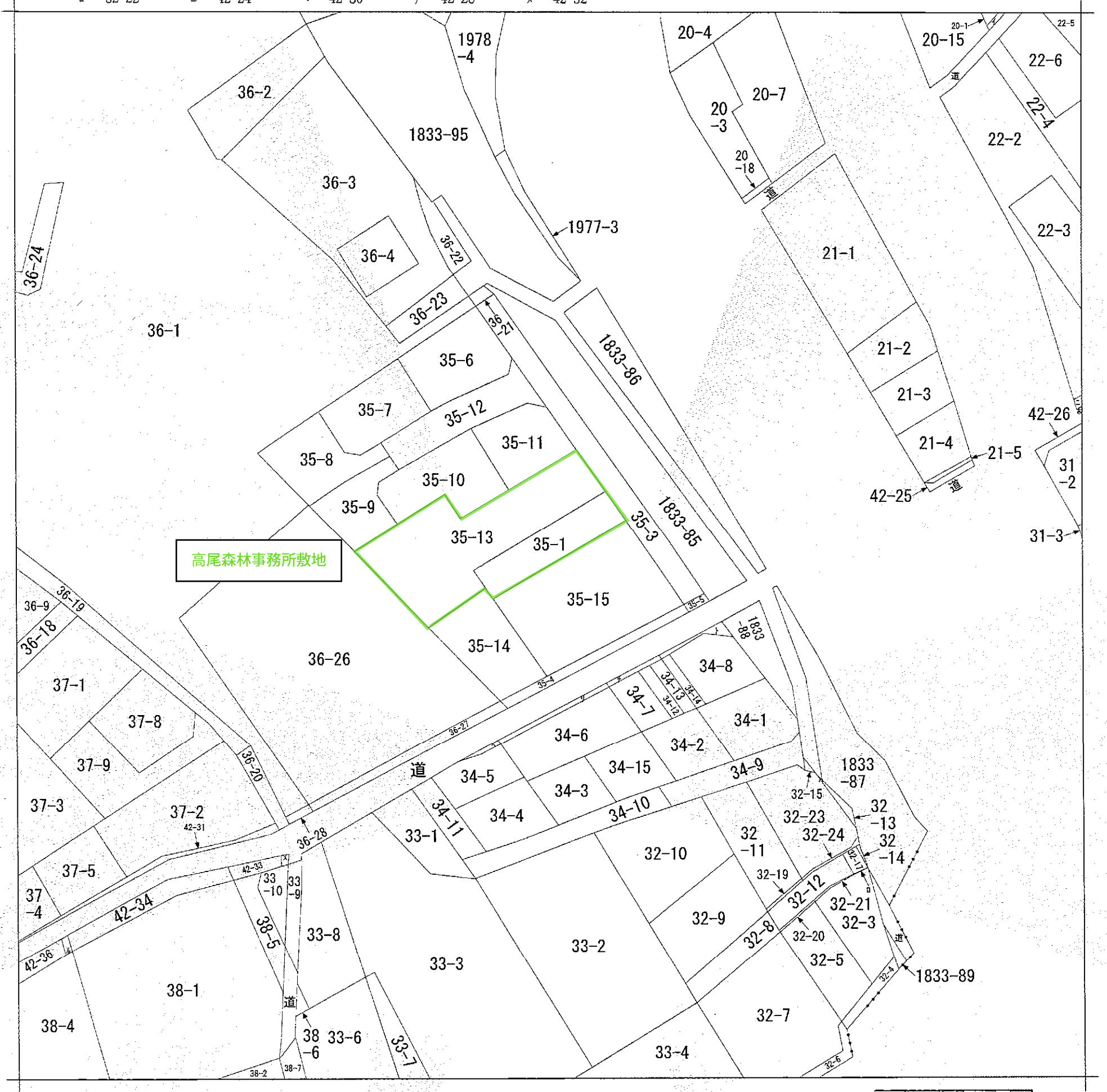
契 約 条 件 書

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 この役務に使用する部品で、甲が要求した場合には、あらかじめ甲の検査を受け、合格したものとする。
- 3 外面から明視できない箇所の役務で、甲が要求した場合には、甲の立会のうえ施行する。
- 4 乙は役務の過程において、変更又は追加しなければならない箇所が発見されたときは、ただちに甲に通知してその指示を受ける。
- 5 乙は役務期間中、役務物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。乙の責に帰する事由により役務物件が滅失、き損その他損害を生じたときは、甲の指示に従いこれを修復し、又は損害を賠償するものとする。
- 6 乙は役務を終了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって業務を完了したものとする。

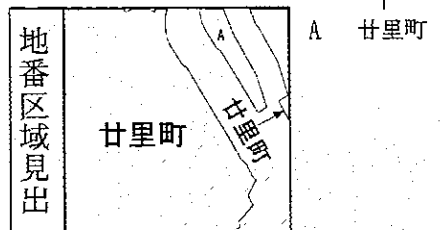
甲は完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 7 検査に不合格の箇所があったときは、契約期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い再検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 8 乙は期限までに役務を完了できないときは、すみやかに役務期限の延長を申し出るものとする。
- 9 乙は天災その他不可抗力による場合のほか役務期限までに完了できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し年 3.0%の遅延違約金を請求することができる。
- 10 乙は業務を完了したときは、代金の支払いを請求することができる。
- 11 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 12 役務完了箇所に契約不適合部分があった場合又はこれによって生じたき損、損害については、役務完了後 1 年以内又は甲の指示に従い、これを補修し、又は損害額を負担するものとする。
- 13 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 14 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

[Googlemap]から





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	八王子市廿里町				地番	35番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和57年11月1日		補記事項	方位不明	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和8年8月18日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤瀬高弘



請求番号：22-1

(1/1)

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局八王子支局管轄)
令和8年8月18日
横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤瀬高弘



面積計算

地番		A 35-1			
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y (X _{n+1} -X _{n-1})
A9	民金属プレート	-39340.833	-50061.630	-7.751	388027.694130
A2	民金属プレート	-39352.463	-50084.216	-15.639	783267.054024
A3	民金属プレート	-39356.472	-50082.151	7.751	-388186.752401
A8	民金属プレート	-39344.712	-50059.322	15.639	-782877.736758
倍面積		230.258995			
面積		115.1294975			
地積		115.129 m ²			

地番		B 35-13			
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y (X _{n+1} -X _{n-1})
B1	民コンクリート杭	-39335.008	-50065.098	-3.219	161159.550462
B2	民コンクリート杭	-39344.052	-50082.650	-5.427	271798.541550
B3	民コンクリート杭	-39340.435	-50084.514	-5.987	299855.985318
B4	民金属プレート	-39350.039	-50102.078	-21.425	1073437.021150
K3-2	民コンクリート杭	-39361.860	-50095.621	-4.898	245368.351658
A7	金属板	-39354.937	-50082.942	9.397	-470629.405974
A2	民金属プレート	-39352.463	-50084.216	14.104	-706387.782464
A9	民金属プレート	-39340.833	-50061.630	17.455	-873825.751650
倍面積		776.510050			
面積		388.2550250			
地積		388.255 m ²			

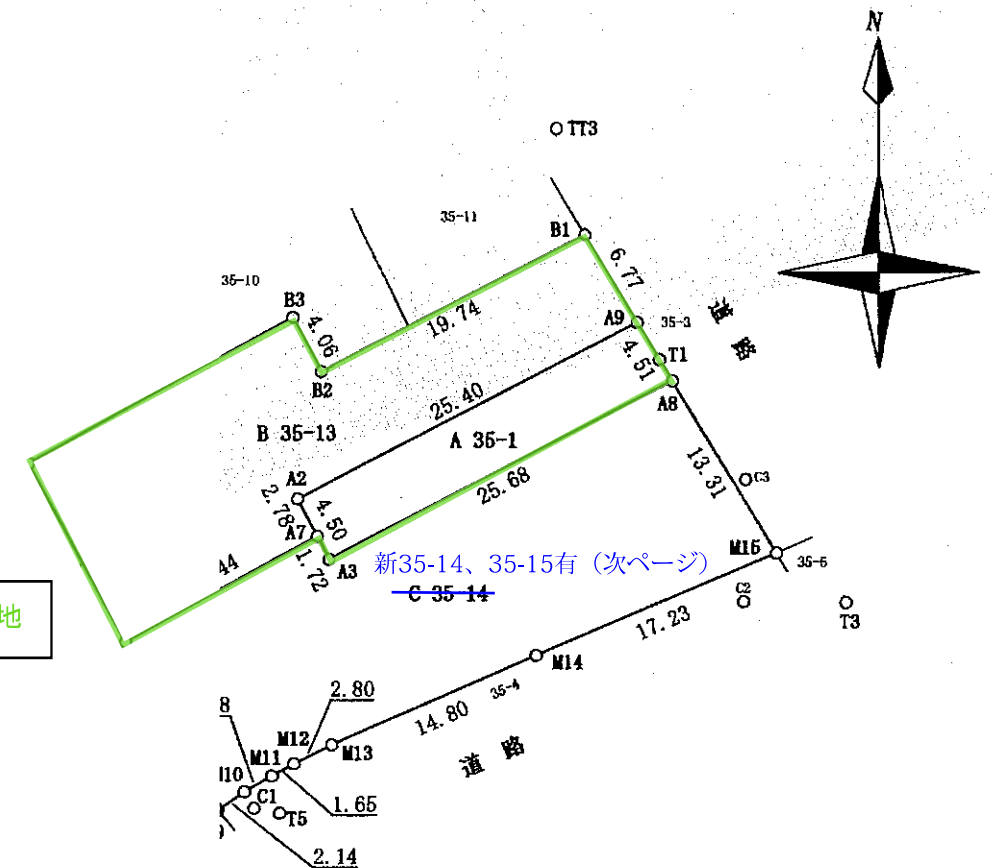
地番		C 35-14			
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y (X _{n+1} -X _{n-1})
A8	民金属プレート	-39344.712	-50059.322	-0.321	16069.042362
A3	民金属プレート	-39356.472	-50082.151	-10.225	512089.993975
A7	金属板	-39354.937	-50082.942	-5.388	269846.891496
K3-2	民コンクリート杭	-39361.860	-50095.621	-17.848	894106.643608
M8	農林省コンクリート杭	-39372.785	-50089.654	-11.097	555844.890438
M9	農林省コンクリート杭	-39372.957	-50089.527	1.030	-51592.212810
M10	農林省コンクリート杭	-39371.755	-50087.756	2.238	-112096.397928
M11	農林省コンクリート杭	-39370.719	-50085.952	1.834	-91857.635968
M12	農林省コンクリート杭	-39369.921	-50084.507	2.044	-102372.732308
M13	農林省コンクリート杭	-39368.675	-50081.999	7.082	-354680.716918
M14	農林省コンクリート杭	-39362.839	-50068.397	12.524	-627056.604028
M15	都コンクリート杭	-39356.151	-50052.514	18.127	-907301.921278
倍面積		999.240641			
面積		499.6203205			
地積		499.620 m ²			

作成者

東京都八王子市明神町二丁目1番10号
土地家屋調査士 田中 隆 司
(平成27年10月27日作成)

土地積所測量図

市 井 里 町



面積一覧表

座標	Y座標	地番名	面積
9343.310	-50060.177	A 35-1	115.1294975 m ²
9359.424	-50047.885	B 35-13	388.2550250 m ²
9372.831	-50087.125	C 35-14	499.6203205 m ²
9327.966	-50066.961	合計	1003.0048430 m ²
9373.151	-50085.440		
9359.336	-50054.679	測地系	任意座標系
9351.264	-50054.529	測量年月日	平成27年10月27日

農林水産省
神奈川森林管理署長 斎藤 均

縮尺

1
500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局八王子支局管轄)
令和8年8月18日
横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤瀬高弘



地番	35-14,-15	地積測量図
土地の所在	八王子市甘里町	

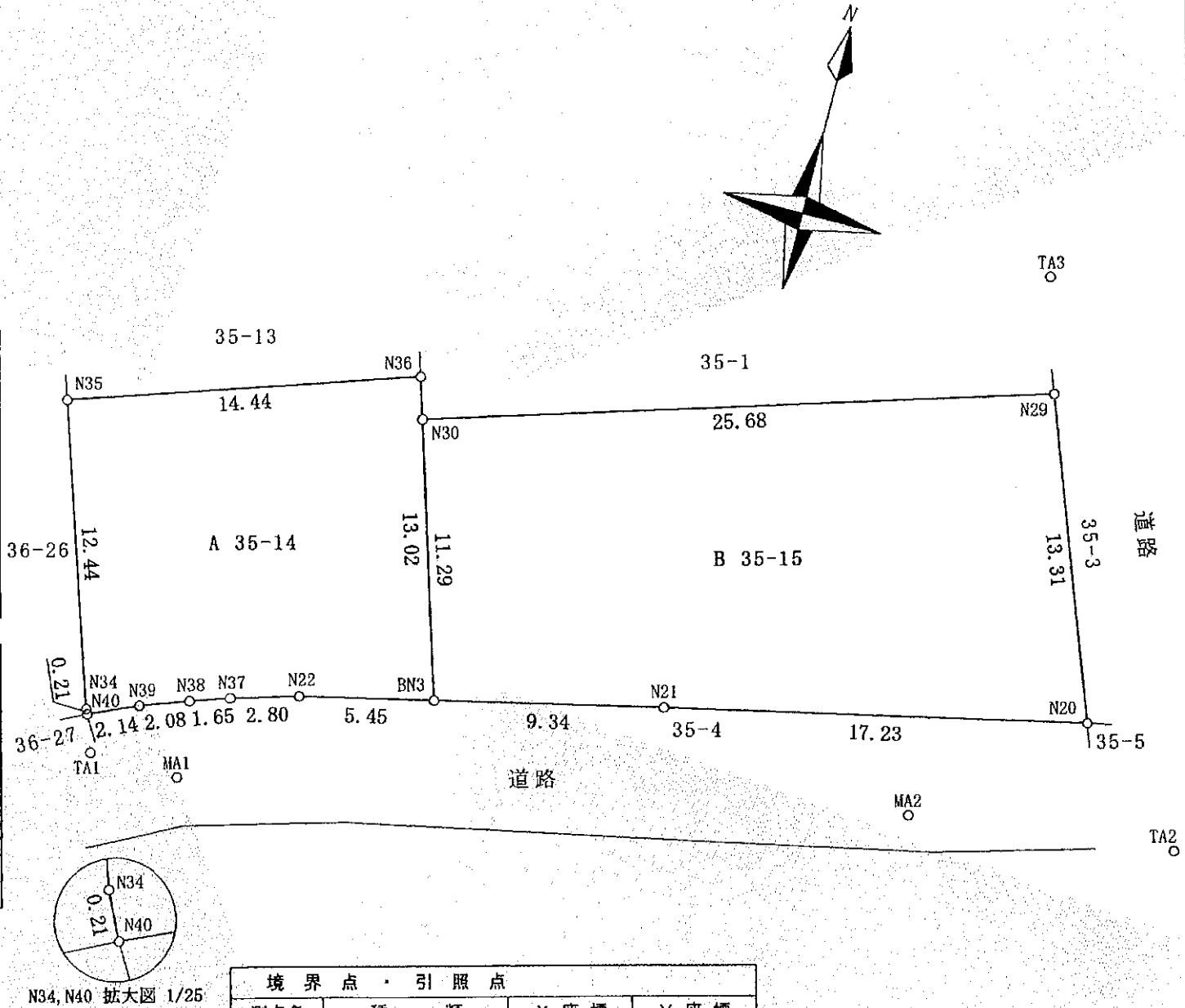
面積計算

地番		A 35-14			
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
N36	金属板	718.029	709.187	7.911	5610.378357
N35	コンクリート杭	713.477	695.478	-16.362	-11379.411036
N34	民金属標(計算点)	701.667	699.393	-12.001	-8393.415393
N40	コンクリート杭	701.476	699.485	0.676	472.851860
N39	市金属標	702.343	701.442	1.564	1097.055288
N38	市金属標	703.040	703.402	1.224	860.964048
N37	金属板	703.567	704.966	1.307	921.390562
N22	コンクリート杭	704.347	707.656	1.999	1414.604344
BN3	コンクリート杭	705.566	712.972	13.682	9754.882904
倍面積		359.300934			
面積		179.6504670			
地積		179.65 m ²			

地番		B 35-15			
測点名	境界標種	X座標	Y座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
N29	民金属標	723.866	734.253	4.983	3658.782699
N30	民金属標	716.376	709.689	-18.300	-12987.308700
BN3	コンクリート杭	705.566	712.972	-8.721	-6217.828812
N21	コンクリート杭	707.655	722.082	5.827	4207.571814
N20	都コンクリート杭	711.393	738.904	16.211	11978.372744
倍面積		639.589745			
面積		319.7948725			
地積		319.79 m ²			

面積一覧表

地番名	面積
A 35-14	179.6504670 m ²
B 35-15	319.7948725 m ²
合計	499.4453395 m ²



境界点・引照点			
測点名	種類	X座標	Y座標
TA1	金属板	700.000	700.000
TA2	金属標	707.291	743.594
TA3	金属板	728.415	732.914
MA1	マンホール刻み	699.940	703.691
MA2	制水弁刻み	705.968	732.780

測地系	任意座標系
測量年月日	令和08年02月24日

作成者	東京都八王子市神町二丁目10番10号 土地家屋調査士 田中 隆司 (令和8年2月24日作成)	申請人	八王子市長 初宿和夫	縮尺	1/250
-----	--	-----	------------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局八王子支局管轄)
令和8年8月18日
横浜地方法務局西湘二宮支局

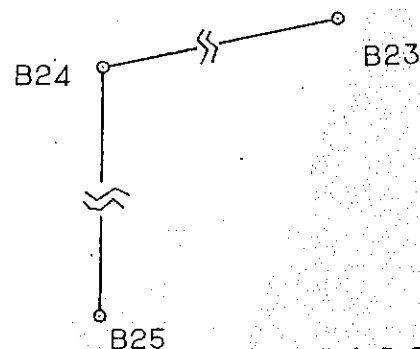
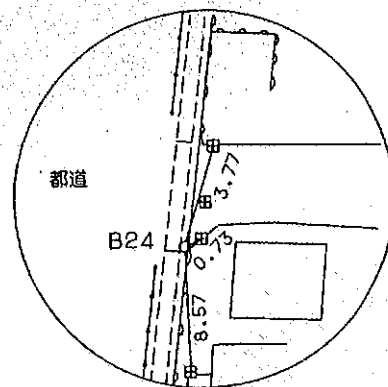
登記官

藤瀬高弘



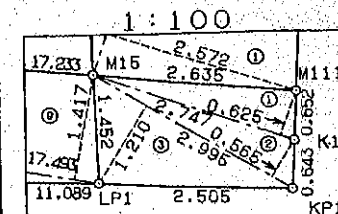
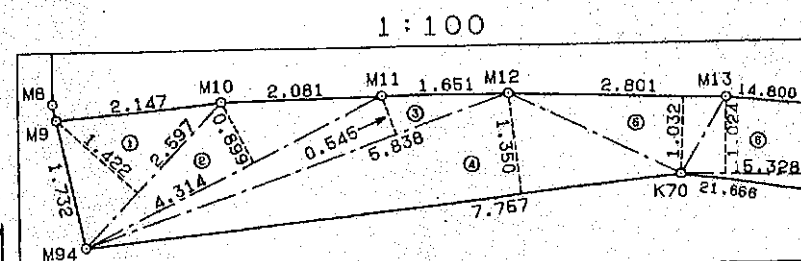
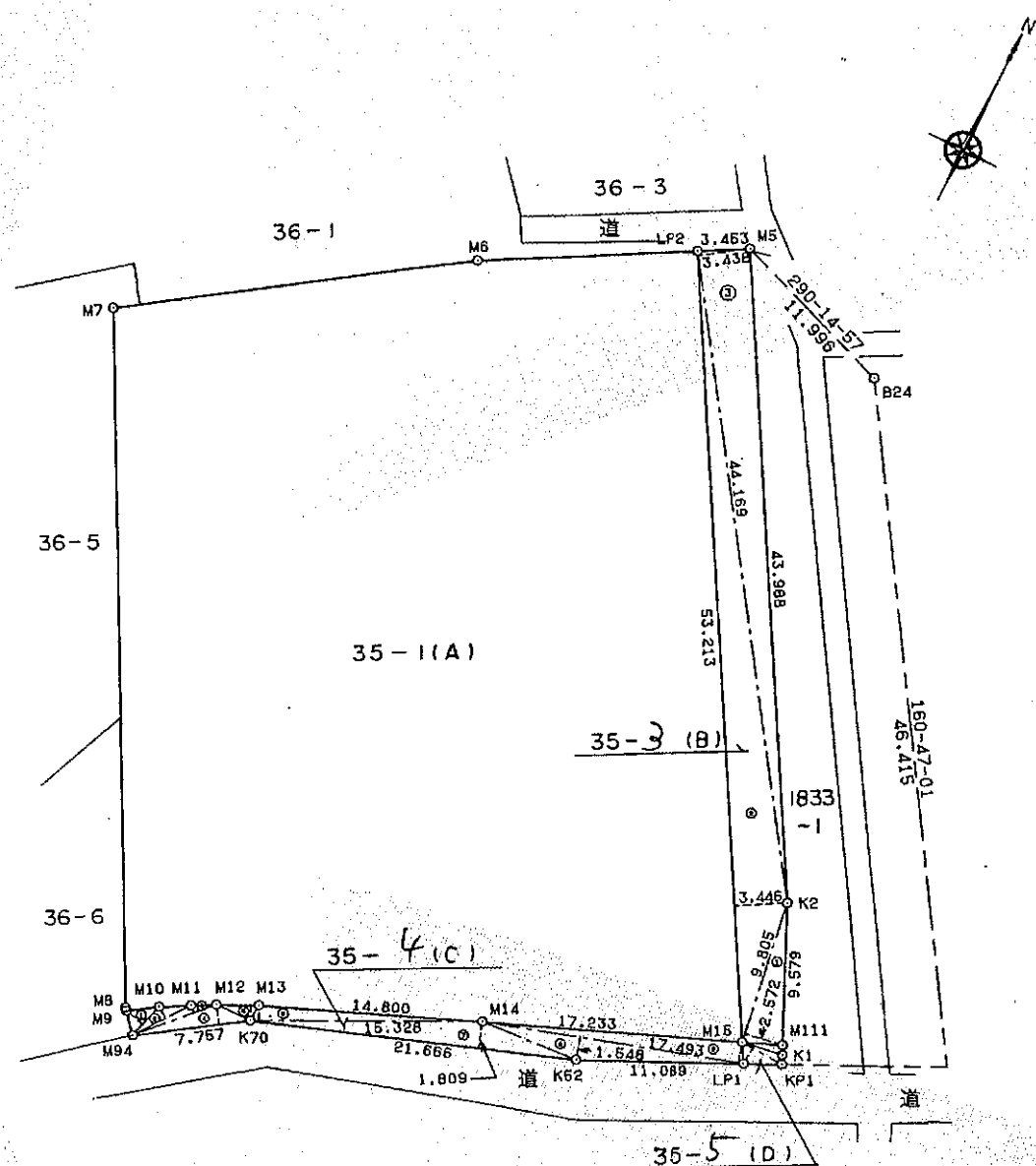
三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
35-3 (B)	1	9.805 X	2.572 =	25.218460	
	2	53.213 X	3.446 =	183.371998	
	3	44.169 X	3.438 =	151.853022	
		合計		360.443480	
		面積		180.221740 m ²	180.22 m ²
35-4 (C)	1	2.597 X	1.422 =	3.692934	
	2	4.314 X	0.899 =	3.878286	
	3	5.838 X	0.545 =	3.181710	
	4	7.757 X	1.350 =	10.471950	
	5	2.801 X	1.032 =	2.890632	
	6	15.328 X	1.024 =	15.695872	
	7	21.666 X	1.809 =	39.193794	
	8	17.493 X	1.548 =	27.079164	
	9	17.493 X	1.417 =	24.787581	
		合計		130.871923	
		面積		65.435961 m ²	65.43 m ²
35-5 (D)	1	2.747 X	0.625 =	1.716875	
	2	2.995 X	0.565 =	1.692175	
	3	2.995 X	1.210 =	3.623950	
		合計		7.033000	
		面積		3.516500 m ²	3.51 m ²
35-1 (A)	公簿	簿計	2233.205517	m ²	
	総残	地	249.174201	m ²	
			1984.031316	m ²	1984.03 m ²



613295

前 35-1	35-1	35-2 (B)	35-3 (C)	35-4 (D)
地番	35-1	35-2	35-3	35-4
土地の所在	八王子市廿里町			



公用

登記年月日：平成11年3月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局八王子支局管轄)
令和8年8月18日 横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤瀬高弘



地番	35-3(B) 35-4(C) 35-5(D)	地積測量図
土地の所在	八王子市廿里町	

境界標の種類及び座標値			
筆界	X	Y	境界標の種類
M9	401.015	191.336	コンクリート杭
M10	402.196	193.129	コンクリート杭
M11	403.207	194.948	コンクリート杭
M12	403.984	196.405	コンクリート杭
M13	405.194	198.931	コンクリート杭
M14	410.838	212.613	コンクリート杭
M15	417.299	228.589	刻み
LP2	463.411	202.031	鋳
M6	456.328	189.343	コンクリート杭
M7	442.711	169.304	コンクリート杭
M8	401.180	191.197	コンクリート杭
M94	399.689	192.451	鋳
K70	404.026	198.882	鋳
K52	411.297	219.291	鋳
LP1	416.041	229.314	鋳
KP1	417.113	231.578	鋳
K1	417.696	231.307	鋳
M111	418.287	231.032	刻み
K2	426.973	226.994	刻み
M5	465.094	205.046	刻み
基準点座標値			
B23	483.175	239.741	鋳
B24	460.942	216.301	鋳
B25	417.518	241.011	鋳

作製者	東京都南多摩西部建設事務所 工事第一課測量係 主事梅元増男 (平成 11 年 3 月 8 日作製)	申請人	農林水産省所管不動産登記嘱託指定職員 東京神奈川森林管理署長 三澤 由	縮尺	1/
-----	--	-----	--	----	----

613296

平成 11 年 3 月 8 日 登記

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年5月22日	不動産番号	0101000274048
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	八王子市廿里町				[余白]
① 地 番	②地 目	③ 地 積	町 反 点 歩 割	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1869番2	畑	⑩	2016	本番から分筆 〔昭和38年12月24日〕	
[余白]	宅地		2036	36	②③昭和39年12月23日地目変更 〔昭和44年3月20日〕
[余白]	[余白]		2204	95	③1996番3を合筆 〔昭和44年3月27日〕
35番1	[余白]	[余白]			①変更 〔昭和57年11月1日〕
[余白]	[余白]		2233	20	③錯誤 〔平成11年3月8日〕
[余白]	[余白]		1984	03	③35番1、同番3、同番4、同番5に分筆 〔平成11年3月8日〕
[余白]	[余白]	[余白]			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年5月22日
[余白]	[余白]		1003	00	③35番1、35番6に分筆 〔平成19年12月6日〕
[余白]	[余白]		115	12	③35番1、35番13、35番14に分筆 〔平成27年11月18日〕
[余白]	公衆用道路		115		②③昭和63年3月29日地目変更 〔平成27年11月18日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和44年3月27日 第11125号	所有者 農 林 省 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年5月22日



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37892 (1/10)

1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和8年8月18日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤瀬 高 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37892 (1/10)

2/2



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年5月22日	不動産番号	0101000274049
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	八王子市廿里町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
35番3	宅地	180	22	35番1から分筆 〔平成11年3月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年5月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成12年3月13日 第9833号	原因 平成12年2月24日売買 所有者 東京都 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年5月22日
2	所有権移転	令和7年3月12日 第6367号	原因 令和7年2月12日譲与 所有者 東京都 八王子市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和8年8月18日

横浜地方方法務局西湘二宮支局

登記官

藤 瀬 高 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37892 (2/10)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	0101010124353
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	八王子市廿里町			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 5 番 1 3	宅地	3 8 8	2 5	3 5 番 1 から分筆 〔平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和 4 4 年 3 月 2 7 日 第 1 1 1 2 5 号	所有者 農 林 省 順位 1 番の登記を転写 平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日受付 第 3 5 7 7 9 号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和 8 年 8 月 1 8 日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤 瀬 高 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 3 7 8 9 2 (8 / 1 0)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	0101010124354
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	八王子市廿里町			[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
35番14	宅地	499	62	35番1から分筆 〔平成27年11月18日〕	
[余白]	[余白]	179	65	③35番14、35番15に分筆 〔令和8年3月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和44年3月27日 第11125号	所有者 農 林 省 順位1番の登記を転写 平成27年11月16日受付 第35779号
付記1号	1番登記名義人名称変更	平成28年1月15日 第711号	原因 平成27年12月28日所管換 名称 財 務 省
2	所有権移転	平成29年1月10日 第330号	原因 平成28年12月28日売買 所有者 東京都 八王子市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和8年8月18日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤 瀬 高 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37892 (9/10)

1/1



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0 1 0 1 0 1 0 1 8 7 8 4 7
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	八王子市廿里町			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 5 番 1 5	宅地	3 1 9	7 9	3 4 番 1 4 から分筆 〔令和 8 年 3 月 1 3 日〕 3 5 番 1 4 から分筆と更正 〔令和 8 年 7 月 8 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 2 9 年 1 月 1 0 日 第 3 3 0 号	原因 平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日売買 所有者 東 京 都 八 王 子 市 順位 2 番の登記を転写 令和 8 年 3 月 1 0 日受付 第 6 6 1 8 号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和 8 年 8 月 1 9 日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

藤 瀬 高 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 3 7 9 1 2 (1 / 1)

1 / 1



作業実施内容

- 1 実施場所 東京都八王子市廿里町35番1（高尾森林事務所敷地内）
- 2 作業地面積 115.00㎡（登記簿面積）
- 3 概要 この作業は、国有財産の適切な管理を目的として、建築基準法第42条第1項第5号に定める位置指定道路の廃止手続きを実施するものである
- 4 作業内容
 - （1）位置指定道路の現況測量及び廃止申請に係る特定行政庁との打ち合わせ
現況測量、位置指定道路の廃止申請に係る特定行政庁（八王子市）との打ち合わせ
 - （2）位置指定道路の廃止作業に必要な土地所有者との協議等
位置指定道路の区域内に所有権を有する者及び位置指定道路に隣接する土地の所有権を有する者との協議、並びに「位置指定道路の廃止に係る承諾書」の取得
※必要により本協議に関する当署からの公文書発行を行う
 - （3）位置指定道路の廃止手続き
位置指定道路の廃止手続きの実施
 - （4）納入成果品の提出
納入成果品内訳書に定める資料の提出
※発注者と受注者の協議により、納入成果品内訳書の内容を変更できるものとする
 - （5）その他
上記（1）から（4）の作業実施に伴う資料の収集、図面・書類等作成作業

納入成果品内訳書

- 1 調査報告書
- 2 道路位置廃止申請図（写し）
- 3 用地平面図（1／250または1／500）
- 4 位置指定道路の廃止手続きに係る土地所有者及び隣接土地所有者への協議文書
並びに承諾書等一式
- 5 現況写真
- 6 その他

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成 23 年 12 月 19 日 23 関経第 161 号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第 1 条 関東森林管理局署等所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積者の資格)

第 2 条 見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積り等)

第 3 条 見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書（様式第 1 号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受理しなければならない。

3 見積者は、見積書を郵便をもって提出する場合には、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

4 押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出することができる。

5 見積者は、見積書を提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6 見積者が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第 2 号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

7 見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(見積りの取りやめ)

第3条の2 見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届（様式第4号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届（様式第4号）又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

3 見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第3条の3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積合わせの取りやめ等)

第4条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積り)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人
が他の見積者の代理をした見積り
- 六 見積書の提出期限後に到達した見積り
- 七 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認めら
れた見積り
- 八 見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り
- 九 その他、見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

- 一 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき
- 二 前項の事実が判明したとき

（見積書等の取扱い）

第6条 提出された見積書等は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（契約の相手方の決定）

第7条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、第5条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の見積りを行う。
- 6 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 7 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書等の提出）

第8条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。
- 4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づ

く協議を行わなければならない。

- 5 契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子入札システム等により見積りを行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第9条 契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務の請負契約について、「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について」（平成12年12月1日付け12経第1859号大臣官房経理課長通知）第31条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等またはそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

- 3 前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

第10条 見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第11条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附則

この通知は、令和5年2月9日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和8年5月1日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

年 月 日

担当官
長

殿

（見積者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし

の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 見積年月日 年 月 日

2 件 名

3 見積書提出に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

様式第4号（第3条の2）

辞 退 届

年 月 日

担当官
長

殿

（ 見積者 ）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（ 代理人 ）

氏 名

件 名

上記について、都合により見積りを辞退します。

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。